

○固定資産評価基準 平成21年度基準【部分掲載】 (No.39 平成20年08月11日告示第435号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規格定	(現No.01)	平成14年07月09日	総務省告示第 409号・一部改正	(現No.27)
昭和39年01月25日	自治省告示第 3号・一部改正	(現No.02)	平成14年12月06日	総務省告示第 656号・一部改正	(現No.28)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)	平成16年01月27日	総務省告示第 105号・一部改正	(現No.29)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)	平成17年01月04日	総務省告示第 1号・一部改正	(現No.30)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)	平成17年03月07日	総務省告示第 239号・一部改正	(現No.31)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)	平成17年03月16日	総務省告示第 295号・一部改正	(現No.32)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)	平成17年08月11日	総務省告示第 886号・一部改正	(現No.33)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)	平成17年11月18日	総務省告示第1289号・一部改正	(現No.34)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)	平成17年12月16日	総務省告示第1345号・一部改正	(現No.35)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)	平成18年12月27日	総務省告示第 684号・一部改正	(現No.36)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)	平成19年03月30日	総務省告示第 195号・一部改正	(現No.37)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)	平成19年10月02日	総務省告示第 551号・一部改正	(現No.一)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)	平成19年12月28日	総務省告示第 719号・一部改正	(現No.38)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)	平成20年08月11日	総務省告示第 435号・一部改正	(現No.39)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)			
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)			
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)			
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)			
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)			
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)			
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)			
平成10年03月16日	自治省告示第 87号・一部改正	(現No.21)			
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)			
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)			
平成12年01月28日	自治省告示第 12号・一部改正	(現No.24)			
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)			
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)			

目次

第1章 土地

第1節 通則

第2節 田及び畑

第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)

第3節 宅地

第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)

第5節 鉱泉地

第6節 池沼

第7節 山林

第8節 牧場

第9節 原野

第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)

第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)

第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

第2章 家屋

第1節 通則

第2節 木造家屋

第3節 非木造家屋

第4節 経過措置

第3章 償却資産

第1節 償却資産

第2節 取替資産の評価の特例

第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第4節 期末帳簿価額を基礎として価額を求める償却資産に係る平成20年度までの評価の特例 (一部改正:平12.01告示12号、一部改正:平成19.10告示551号)

第1章 土地

第1節～第9節 略

第10節 雑種地

(一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号、旧第四項追加:昭42.12告示180号、旧第四項(保安空地)を第10節から第11節に移項:平08.12告示289号)

一 雑種地の評価

雑種地の評価は、二及び三に掲げる土地を除き、雑種地の売買実例価額から評定する適正な時価によつてその価額を求める方法によるものとする。ただし、市町村内に売買実例価額がない場合においては、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める方法によるものとする。

二 ゴルフ場等用地の評価 (一部改正:平12.01告示12号、一部改正:平20.08告示435号)

ゴルフ場、遊園地、運動場、野球場、競馬場及びその他これらに類似する施設(以下「ゴルフ場等」という。)の用に供する一団の土地(当該一団の土地のうち当該ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く。以下「ゴルフ場等用地」という。)の評価は、当該ゴルフ場等を開設するに当たり要した当該土地の取得価額に当該ゴルフ場等の造成費(ゴルフ場等用地の造成に通常必要と認められる造成費によるものとし、芝購入費、芝植付費及び償却資産として固定資産税の課税客体となるものに係る経費を

除く。)を加算した価額を基準とし、当該ゴルフ場等の位置、利用状況等を考慮してその価額を求める方法によるものとする。この場合において、取得価額及び造成費は、当該ゴルフ場等用地の取得後若しくは造成後においても価格事情に変動があるとき、又はその取得価額若しくは造成費が不明のときは、附近の土地の価額又は最近における造成費から評定した価額によるものとする。

三 鉄軌道用地の評価

(一部改正:昭48.07告示124号、一部改正:平08.12告示289号、1号追加:平12.01告示12号、2号追加:平12.01告示12号、旧3号追加:平12.01告示12号、全改:平19.03告示195号)

- 1 次に掲げる鉄道又は軌道による運送の用(以下単に「運送の用」という。)に供する土地(以下「鉄軌道用地」という。)の評価は、2に定めるものを除き、当該鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する価額によつてその価額を求める方法によるものとする。この場合において、「鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、当該鉄軌道用地をその沿接する土地の地目、価額の相違等に基づいて区分し、その区分した鉄軌道用地に沿接する土地の価額、その区分した鉄軌道用地の地積等を総合的に考慮して求めるものとする。
 - (1) 線路敷(工場の敷地内にあるものを除く。)の用に供する土地
 - (2) 停車場建物、転・運車台、給炭水設備、給油設備、検車洗浄設備又はプラットホーム・積卸場の用に供する土地
 - (3) (1)又は(2)の土地に接する土地で、変電所、車庫、倉庫(資材置場を含む。)、踏切番舎又は保線区、検車区、車掌区、電力区、通信区等の現業従業員の詰所の用に供するもの
- 2 鉄軌道用地のうち複合利用鉄軌道用地の評価は、次の(1)から(3)までに定めるところによるものとする。ただし、「小規模な鉄道施設を有する建物」(別表第7の3)に該当する建物の敷地については、地目は宅地とし、その評価は第3節に定める方法によるものとする。
 - (1) 複合利用鉄軌道用地とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 複合利用建物(運送の用に供する部分と鉄道又は軌道による運送以外の用(以下単に「運送以外の用」という。)に供する部分を有する建物をいう。以下本節及び別表第7の3において同じ。)の敷地である鉄軌道用地(イに該当するものを除く。)
 - イ 鉄軌道用地でその上部に設置された人工地盤等の上に複合利用建物等(複合利用建物又は運送以外の用のみ供する建物をいう。以下同じ。)があるものその他人工地盤等の上を運送以外の用に供するもの又は鉄軌道用地で近接する土地にある複合利用建物等の一部がその上部にあるもの
 - ウ 鉄軌道の高架下にある鉄軌道用地で、当該土地に運送以外の用のみ供する建物があるものその他当該土地を運送以外の用に供するもの(アに該当するものを除く。)
 - (2) 複合利用建物に該当するかどうかについては、次に定めるところによるものとする。
 - ア 原則として一棟の建物ごとに判断するものとする。ただし、利用状況や形状等からみて当該建物を区分することができる場合には、これを区分し、当該区分された部分をそれぞれ一棟の建物とみなす。
 - イ 次の部分については、運送の用に供する部分とみなす。
 - (7) 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分(運送以外の用に供する部分が連たんする場合には、当該連たんする一団の部分)で床面積が10平方メートル以下のもの
 - (イ) プラットホームの一部で運送以外の用に供する部分
 - ウ 運送の用に供する部分を有する建物のうち運送以外の用に供する部分の合計床面積が250平方メートル未満の建物は、そのすべてを運送の用に供する建物とみなす。
 - (3) 複合利用鉄軌道用地の評価は、原則として次のアの評価単位ごとに行い、イにより複合利用鉄軌道用地の地積を運送の用に供する部分の面積と運送以外の用に供する部分の面積であん分し、ウによりそれぞれの地積に対応する価額を算出し、これらの価額を合算してその価額を求める方法によるものとする。
 - ア 評価単位
 - (7) (1)アに掲げる鉄軌道用地の評価は、当該建物(2)アただし書により一棟の建物とみなされたものを含む。)の敷地ごとに行うものとする。
 - (イ) (1)イに掲げる鉄軌道用地の評価は、人工地盤等が設置されている場合には、当該人工地盤等とその上の利用状況等に応じて区分し、その区分した部分を地表面に水平投影した範囲ごとに行うものとする。また、近接する土地にある複合利用建物等の一部が鉄軌道用地の上部にある場合には、当該部分を地表面に水平投影した範囲ごとに行うものとする。
 - (ウ) (1)ウに掲げる鉄軌道用地の評価は、当該土地の利用状況等に応じて当該土地を区分し、その区分した土地ごとに行うものとする。
 - イ 複合利用鉄軌道用地の地積のあん分
複合利用鉄軌道用地の地積をあん分する場合において、運送の用に供する部分と運送以外の用に供する部分のそれぞれの面積の算定は、建物にあつては床面積、建物以外にあつてはその面積を用いて行うものとする。
ただし、建物の屋上が、駐車場に利用される等運送以外の用に供されている場合は当該部分の面積を運送以外の用に供する部分の面積に算入し、運送の用に供されている場合は当該部分の面積を運送の用に供する部分の面積に算入する。
この場合において、運送の用に供する部分とみなすものについては、(2)イ及びウの例によるものとする。
 - ウ 運送の用に供する部分又は運送以外の用に供する部分に相当する地積に対応する価額の算出
 - (7) 運送の用に供する部分に相当する地積に対応する価額は、複合利用鉄軌道用地を含む鉄軌道用地に沿接する土地の価額の3分の1に相当する価額によつて求めるものとする。この場合において、「鉄軌道用地に沿接する土地の価額」は、1の例により求めるものとする。
 - (イ) 運送以外の用に供する部分に相当する地積に対応する価額は、複合利用鉄軌道用地の附近の土地の価額に比準して求めるものとする。この場合において、必要に応じて当該土地の利用状況、形状及び利用上の阻害要因の状況などを考慮して価額を求めるものとする。

第11節 その他（追加：平08.12告示289号、一部改正：平11.09告示198号、一部改正：平14.12告示656号、一部改正：平17.08告示886号、一部改正：平20.08告示435号）

- 一 砂防指定地の評価（一部改正：平11.09告示198号、一部改正：平14.12告示656号、一部改正：平17.08告示886号、一部改正：平20.08告示435号）
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定された土地（以下「砂防指定地」という。）のうち山林の評価は、当該土地が砂防指定地として指定されていないとした場合の価額に当該土地における行為の禁止又は制限の程度に応じて定めた2分の1を限度とする補正率を適用してその価額を求める方法によるものとする。ただし、平成21年度から平成23年度までの各年度における評価に限り、上記の方法により難いと市町村長が判断した場合には、この限りでない。
- 二 特別緑地保全地区内の土地の評価（一部改正：平17.11告示1289号）
都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項に規定する特別緑地保全地区（首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第6条第1項に規定する近郊緑地特別保全地区を含む。以下「特別緑地保全地区」という。）内の土地のうち山林の評価は、当該土地が特別緑地保全地区として定められていないとした場合の価額の2分の1に相当する価額によつて、宅地等の評価は、当該土地が緑地保全地区として定められていないとした場合の価額に、当該土地の総地積に対する樹木の生育している部分の地積の割合に応じて、「画地計算法」（別表第3）の「がけ地補正率表」（附表7）1を適用した場合に得られる補正率を乗じた価額によつてその価額を求める方法によるものとする。
- 三 大規模工場用地の評価（ただし書削除：平12.01告示12号、ただし書追加：平14.12告示656号、別表繰下：平19.03告示195号）
大工場地区に所在する工場用地のうち大規模な工場用地として利用される土地（おおむね20万平方メートル以上のものに限る。以下「大規模工場用地」という。）の評価は、用途地区、第3節二（一）2（2）にいう地域等の区分を適切に行い、規模による価格の格差を反映させる方法によるものとする。ただし、規模の異なる大規模工場用地が連たんする場合等、さらに価格の格差を反映させる必要がある場合には、「大規模工場用地規模格差補正率表」（別表第7の4）により求めた補正率によつて、標準宅地の価格の補正を行い評価額を求める方法によるものとする。この場合において、市町村長は、大規模工場用地の状況に応じ、必要があるときは、「大規模工場用地規模格差補正率表」について、所要の補正をして、これを適用するものとする。
- 四 保安空地等の評価（第10節第四項追加：昭42.12告示180号、第10節から第11節に移項：平08.12告示289号）
法令の規定に基づいて、公共の危害防止ため1めに著しく広大な土地を保安上保有すべきことを義務づけられている者の所有する土地で自治大臣が定めるものの評価は、附近の類似の土地の価額の2分の1に相当する価額によつて、その価額を求める方法によるものとする。

第12節 経過措置（追加：平08.09告示192号、節繰下：平08.12告示289号）

- 一 宅地の評価において、第3節二（一）3（1）及び第3節二（二）4の標準宅地の適正な時価を求める場合には、当分の間、基準年度の初日の属する年の前年の1月1日の地価公示法（昭和44年法律第49号）による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価からもとめられた価格等を活用することとし、これらの価格の7割を目途として評定するものとする。この場合において、不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価から求められた価格等を活用するに当たっては、全国及び都道府県単位の情報交換及び調整を十分に行うものとする。（後段追加：平12.01告示12号）
- 二 平成21年度の宅地の評価においては、市町村長は、平成20年1月1日から平成20年7月1日までの間に標準宅地等の価額が下落したと認める場合には、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた評価額に次に掲げる方法により修正を加えることができるものとする。
なお、市街化区域農地その他の宅地の価額を評価の基礎として価額を求めることとされている土地の評価についても、市町村長は、平成20年1月1日から平成20年7月1日までの間に第3節一から三まで及び本節一によつて求めた当該土地とその状況が類似する宅地の価額が下落したと認める場合には、当該宅地の価額を次に掲げる方法により修正した価額を基礎として求めるものとする。
（一部改正：平11.05告示132号、本項全改：平11.09告示198号、一部改正：平14.12告示656号、一部改正（本文・二号）：平17.08告示886号、一部改正：平20.08告示435号）
 - 1 宅地の価額の修正は、次によるものとする。
 - （1） 宅地の価額の下落状況を把握する。
 - （2） 宅地を区分し、その区分ごとに修正率を適用する。
 - 2 宅地の価額については、国土利用計画法施行令（昭和49年政令第387号）による都道府県地価調査及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価等を活用し、平成20年1月1日から平成20年7月1日までの下落状況を把握するものとする。
 - 3 宅地の区分及び修正率の適用については、次に掲げる地域の区分によるものとする。
 - （1） 第3節二（一）に基づき市街地宅地評価法により評点数を付設する地域
 - ① 宅地の区分は、第3節二（一）2（1）に規定する商業地区、住宅地区、工業地区、観光地区等（これらを必要に応じ、更に繁華街、高度商業地区（I、II）、普通商業地区、高級住宅地区、普通住宅地区、併用住宅地区、大工場地区、中小工場地区、家内工業地区等に区分した場合には、当該区分した後の地区。以下これらを「用途地区」という。）を基本とするが、市町村長は、用途地区内の宅地の価額の下落状況に幅があり、用途地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、用途地区を更に区分することができる。
 - ② ①の区分ごとに、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた価額に、市町村長が2によつて把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。
 - （2） 第3節二（二）に基づきその他の宅地評価法により評点数を付設する地域
 - ① 宅地の区分は、第3節二（二）2に規定する状況類似地区（以下「状況類似地区」という。）を基本とするが、市町村長は、状況類似地区内の宅地の価額の下落状況に幅があり、状況類似地区ごとに修正率を適用することが不相当であると認める場合には、状況類似地区を更に区分することができる。
 - ② ①の区分ごとに、第3節一から三まで及び本節一によつて求めた価額に、市町村長が2によつて

把握した下落状況からみて最も適切であると判断した修正率を乗じる。

三 鉱泉地の評価において用いる当該鉱泉地の鉱泉を利用する温泉地に存する宅地の基準年度における価額及び前基準年度における価額は、第3節及び本節一によつて求めた評価額とする。(本項追加:平11.05告示132号)

第2章 家屋 (略)

第3章 償却資産 【略】

別表第1の1 田の比準表 (略)

別表第1の2 畑の比準表 (略)

別表第2 田又は畑の指定市町村表

(本表追加:平12.01告示12号、一部改正:平16.01告示105号、一部改正:平17.01告示1号、一部改正:平17.03告示239号、一部改正:平17.08告示886号、一部改正:平17.11告示1289号、一部改正:平18.12告示684号、一部改正:平19.12告示719号、一部改正:平20.08告示435号)

(田)

都道府県名	市町村名
北海道	美唄市
青森県	つがる市
岩手県	花巻市
宮城県	遠田郡 美里町
秋田県	大仙市
山形県	酒田市
福島県	伊達郡 桑折町
茨城県	桜川市
栃木県	芳賀郡 芳賀町
群馬県	高崎市
埼玉県	熊谷市
千葉県	香取郡 多古町
東京都	八王子市
神奈川県	平塚市
新潟県	新潟市
富山県	下新川郡 入善町
石川県	能美市
福井県	南条郡 南越前町
山梨県	南アルプス市
長野県	松本市
岐阜県	大垣市
静岡県	袋井市
愛知県	安城市

三重県	伊賀市
滋賀県	東近江市
京都府	南丹市
大阪府	貝塚市
兵庫県	小野市
奈良県	磯城郡 田原本町
和歌山県	橋本市
鳥取県	鳥取市
島根県	大田市
岡山県	加賀郡 吉備中央町
広島県	安芸高田市
山口県	阿武郡 阿東町
徳島県	阿南市
香川県	三豊市
愛媛県	伊予市
高知県	高岡郡 四万十町
福岡県	朝倉市
佐賀県	小城市
長崎県	佐世保市
熊本県	上益城郡 益城町
大分県	宇佐市
宮崎県	都城市
鹿児島県	姪良郡 湧水町
沖縄県	名護市

(畑)

都道府県名	市町村名
北海道	河東郡 音更町
青森県	青森市
岩手県	北上市
宮城県	大崎市
秋田県	横手市
山形県	米沢市
福島県	西白河郡 矢吹町
茨城県	真壁郡 真壁町
栃木県	下野市
群馬県	群馬郡 群馬町
埼玉県	深谷市
千葉県	茂原市
東京都	武蔵村山市
神奈川県	海老名市
新潟県	白根市
富山県	富山市
石川県	加賀市
福井県	大野市
山梨県	甲州市
長野県	塩尻市
岐阜県	不破郡 垂井町
静岡県	掛川市
愛知県	西尾市

三重県	亀山市
滋賀県	野洲市
京都府	木津川市
大阪府	岸和田市
兵庫県	豊岡市
奈良県	宇陀市
和歌山県	伊都郡 かつらぎ町
鳥取県	東伯郡 北栄町
島根県	雲南市
岡山県	御津郡 御津町
広島県	尾道市
山口県	美祿市
徳島県	吉野川市
香川県	三豊郡 豊中町
愛媛県	西条市
高知県	高岡郡 窪川町
福岡県	甘木市
佐賀県	伊万里市
長崎県	雲仙市
熊本県	菊池郡 菊陽町
大分県	豊後大野市
宮崎県	東諸県郡 国富町
鹿児島県	肝属郡 錦江町
沖縄県	中頭郡 中城村

別表第3 画地計算法 (全改:平08.09告示192号、3号ただし書削除:平20.08告示435号)

1 画地計算法 (全改:平08.09告示192号)

各筆の宅地の評点数は、各筆の宅地の立地条件に基づき、路線価を基礎とし、次に掲げる画地計算法を適用して求めた評点数によって付設するものとする。

- (1) 奥行価格補正割合法
- (2) 側方路線影響加算法

(3) 二方路線影響加算法

(4) 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法 (一部改正:昭和57.12告示244号)

2 画地の認定 (全改:平08.09告示192号)

各筆の宅地の評点数は、一画地の宅地ごとに画地計算法を適用して求めるものとする。この場合において、一画地は、原則として、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された一筆の宅地によるものとする。ただし、一筆の宅地又は隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況などからみて、これを一体をなしていると認められる部分に区分し、又はこれらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地とする。

3 奥行価格補正割合法

(一改:昭44.12告示201号、全改:平08.09告示192号、一部改正:平11.09告示198号、一部改正:平14.12告示656号、一部改正:平17.08告示886号、ただし書削除:平20.08告示435号)

宅地の価額は、道路からの奥行が長くなるにしたがって、また、奥行が著しく短くなるにしたがって漸減するものであるため、その一方においてのみ路線に接する画地については、路線価に当該画地の奥行距離に応じ「奥行価格補正率表」(附表1)によつて求めた当該画地の奥行価格補正率表を乗じて単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。ただし、平成18年度から平成20年度までの各年度における評価に限り、附表1を適用することが適当でないと市町村長が判断した場合には、附表8に定める「奥行価格補正率表」によつて求めることができるものとする。

例題1 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例

(略:No.20と同じ)

4 側方路線影響加算法 (全改:平08.09告示192号)

正面と側方に路線がある画地(以下「角地」という。)の価額は、側方路線(路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。)の影響により、正面路線(路線価の高い方の路線をいう。以下同様とする。)のみに接する画地の価額よりも高くなるものであるため、角地については、当該角地の正面路線から計算した単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、側方路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「側方路線影響加算率表」(附表2)によつて求めた側方路線影響加算率によつて補正する評点数によるものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

例題2 普通商業地区における正面路線1,000点、側方路線価900点の場合の計算の場合の計算例

(略:No.20と同じ)

例題3 普通商業地区における正面路線価500点、側方路線価400点の準角地(一系統の路線の屈折部内側に位置する例題図のような画地をいうものとする。)の計算例

(略:No.20と同じ)

5 二方路線影響加算法 (全改:平08.09告示192号)

正面と裏面に路線がある画地(以下「二方路線地」という。)の価額は、裏路線(路線価の低い方の路線をいう。以下同様とする。)の影響により、正面路線のみに接する画地の価額よりも高くなるものであるため、二方路線地については、正面路線から計算した単位地積当たり評点数に、二方路線影響加算率によつて補正する単位地積当たり評点数を加算して単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。この場合において、加算すべき単位地積当たり評点数は、裏路線を正面路線とみなして計算した単位地積当たり評点数を「二方路線影響加算率表」(附表3)によつて求めた二方路線影響加算率によつて補正する評点数によるものとする。(一部改正:昭44.12告示201号)

例題4 普通商業地区における正面路線価1,000点、裏路線価900点の場合の計算例

(略:No.20と同じ)

6 三方又は四方において路線に接する画地の評点算出法 (全改:平08.09告示192号)

三方又は四方において路線に接する画地は、側方路線影響加算法及び二方路線影響加算法を併用して当該画地の単位地積当たり評点数を求め、これに当該画地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

(一改:昭44.12告示201号)

例題5 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点、裏路線価800点の場合の計算例

(略:No.20と同じ)

例題6 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点及び800点の場合の計算例

(略:No.20と同じ)

例題7 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点及び800点、裏路線価850点の場合の計算例

(略:No.20と同じ)

7 不整形地、無道路地、間口が狭小な宅地等評点算出法 (一改:昭57.12告示244号、全改:平08.09告示192号)

不整形地(三角地及び逆三角地を含む。以下同様とする。)、無道路地(路線に接しない画地をいう。以下同様とする。)、間口が狭小な宅地等については、その形状等に応じ、次によつて評点数を求めるものとする。

(1) 不整形地の評点算出法 (一部改正:昭57.12告示244号、全改:平08.09告示192号)

① 不整形地の価額については、整形地に比して一般に低くなるものであるため、奥行価格補正割合法等によつて計算した単位当たり評点数に「不整形地補正率表」(附表4)によつて求めた不整形地補正率を乗じて当該不整形地の単位地積当たり評点数を求めるものとする。

この場合において、当該画地が「間口狭小補正率表」(附表5)、「奥行長大補正率表」(附表6)の適用があるときは、間口狭小補正率、奥行長大補正率、両補正率を乗じた結果の率、間口狭小補正率と不整形地補正率を乗じた結果の率及び不整形地補正率のうち、補正率の小なる率(下限0.60)を乗じて評点数を求めるものとする。(一部改正:平11.09告示198号)

② なお、奥行価格補正割合法の適用に当たっては、その画地の不整形の程度、位置及び地積の大小に応じ、次のいずれかの方法によつて求めることとする。

ア 次の図の例のように、不整形地を区分して整形地が得られるときは、その区分して得られた整形地について評点数を求める。

- (略：No.20と同じ)
- イ 次の図のような不整形地については、不整形地の地積をその間口距離で除して得た計算上の奥行距離を基礎として評点数を求める。
(略：No.20と同じ)
- ウ 次の図のような不整形地については、これに近似する整形地について評点数を求める。
(略：No.20と同じ)

例題8 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例

(略：No.23と同じ)

例題9 普通商業地区における路線価1,000点の場合の計算例

(略：No.23と同じ)

例題10 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点の場合の計算例

(略：No.23と同じ)

例題11 普通商業地区における正面路線価1,000点、側方路線価900点の場合の計算例

(略：No.23と同じ)

(2) 無道路地の評点算出法

(一部改正：昭57.12告示244号、全改：平08.09告示192号、全改：平11.09告示198号、一部改正：平12.01告示12号、一部改正：平20.08告示435号)

原則として、当該無道路地を利用する場合において、その利用上最も合理的であると認められる路線の路線価に奥行価格補正率表(附表1又は奥行価格補正率表の経過措置関係を適用している地域にあつては附表8)によつて求めた補正率、通路開設補正率表(附表9)によつて求めた補正率及びその無道路地の近傍の宅地との均衡を考慮して定める無道路地補正率(下限0.60)を乗じて1平方メートル当たりの評点数を求め、これに当該無道路地の地積を乗じてその評点数を求めるものとする。

※ 奥行価格補正率及び通路開設補正率の適用に当たつての奥行のとり方は下図によるものとする。



(3) 間口が狭小な宅地等の評点算出法 (一部改正：昭57.12告示244号、全改：平08.09告示192号)

間口が狭小な画地又は奥行が長大な画地(不整形地及び無道路地は除く。)についてはそれぞれ「間口狭小補正率表」(附表5)又は「奥行長大補正率表」(附表6)によつて求めた補正率によつて、その評点数を補正するものとする。この場合において、画地の地積が大きい場合等にあつては近傍の宅地の価格との均衡を考慮し、それぞれの補正率表に定める補正率を修正して適用するものとする。

がけ地等で、通常の利用に供することができないものと認定される部分を有する画地については、当該画地の総地積に対するがけ地部分等通常の利用に供することができない部分の割合によつて、「がけ地補正率表」(附表7)を適用して求めた補正率によつて、その評点数を補正するものとする。

附表1 奥行価格補正率表 (一部改正：昭44.12告示201号、全改：平08.09告示192号、全改：平20.08告示435号)

地区区分 奥行距離(メートル)	高度商業地区		繁華街地区	普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区
	I	II					
4未満	0.90	0.90	0.90	0.90	0.90	0.85	0.85
4以上 6未満	0.92	0.92	0.92	0.92	0.92	0.90	0.90
6以上 8未満	0.93	0.94	0.95	0.95	0.95	0.93	0.93
8以上 10未満	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.95	0.95
10以上 12未満	0.95	0.98	0.99	0.99	1.00	0.96	0.96
12以上 14未満	0.96	0.99	1.00	1.00		0.97	0.97
14以上 16未満	0.97	1.00				0.98	0.98
16以上 20未満	0.98					0.99	0.99
20以上 24未満	0.99					1.00	1.00
24以上 28未満	1.00				0.99		
28以上 32未満			0.98		0.98		
32以上 36未満			0.96	0.98	0.96		
36以上 40未満			0.94	0.96	0.94		
40以上 44未満			0.92	0.94	0.92		
44以上 48未満			0.90	0.92	0.91		
48以上 52未満		0.99	0.88	0.90	0.90		
52以上 56未満		0.98	0.87	0.88	0.88		
56以上 60未満		0.97	0.86	0.87	0.87		
60以上 64未満		0.96	0.85	0.86	0.86	0.99	
64以上 68未満		0.95	0.84	0.85	0.85	0.98	
68以上 72未満		0.94	0.83	0.84	0.84	0.97	
72以上 76未満	0.99	0.93	0.82	0.83	0.83	0.96	
76以上 80未満	0.98	0.92	0.81	0.82			
80以上 84未満	0.97	0.90	0.80	0.81	0.82	0.93	
84以上 88未満	0.96	0.88		0.80			
88以上 92未満	0.95	0.86			0.81	0.90	
92以上 96未満	0.94	0.84					
96以上 100未満	0.92	0.82					
100以上	0.90	0.80			0.80		

附表2 側方路線影響加算率表 (全改：平08.09告示192号、全改：平20.08告示435号)

地区区分	加算率	
	角地の場合	準角地の場合
高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ) 繁華街地区	0.10	0.05
普通商業地区 併用住宅地区	0.08	0.04
普通商業地区 家内工業地区 中小工場地区 大工場地区	0.03	0.02
	0.02	0.01

附表3 二方路線影響加算率表 (全改:平08.09告示192号、全改:平20.08告示435号)

地区区分	加算率
高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ) 繁華街地区	0.07
普通商業地区 併用住宅地区 普通商業地区 家内工業地区 中小工場地区 大工場地区	0.05
	0.02

附表4 不整形地補正率表

(一部改正:昭44.12告示201号、一部改正:昭57.12告示244号、全改:平08.09告示192号、全改:平11.09告示198号、全改:平20.08告示435号)

地区区分 陸地割合	高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ)、繁華街地区、 普通商業地区、併用住宅地区、中小 工場地区	普通住宅地区 家内工業地区
10%未満	1.00	1.00
10%以上20%未満	0.98	0.96
20%以上30%未満	0.96	0.92
30%以上40%未満	0.92	0.88
40%以上50%未満	0.87	0.82
50%以上60%未満	0.80	0.72
60%以上	0.70	0.60

- (注1) 陸地割合の求め方は、評価対象画地を囲む、正面路線に面する矩形又は正方形の土地(以下「想定整形地」という。)の地積を算出し、次の算式により「陸地割合」を算出する。
「陸地割合」＝(想定整形地の地積－評価対象画地の地積)÷(想定整形地の地積)
- (注2) 不整形地補正率表を運用するに当たって、画地の地積が大きい場合等にあつては、近傍の宅地の価額との均衡を考慮し、不整形地補正率を修正して適用するものとする。
- (注3) 陸地割合方式によらない場合の不整形地補正率の適用に当たっては、当該画地が所在する用途地区の標準的な画地の形状・規模からみて、不整形度(「普通」から「極端に不整形」まで)を判断して、次の表により不整形地補正率を定めることができるものとする。

地区区分 不整形度	高度商業地区(Ⅰ、Ⅱ)、繁華街地区、 普通商業地区、併用住宅地区、中小 工場地区	普通住宅地区 家内工業地区
普通	1.00	1.00
やや不整形	0.95	0.90
不整形	0.85	0.80
相当に不整形	0.80	0.70
極端に不整形	0.70	0.60

附表5 間口狭小補正率表 (一部改正:昭44.12告示201号、全改:平08.09告示192号、全改:平20.08告示435号)

地区区分 奥行距離(メートル)	高度商業地区Ⅰ	高度商業地区Ⅱ	繁華街地区	普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区
4未満	0.80	0.85	0.90	0.90	0.90	0.80	0.80
4以上6未満	0.85	0.94	1.00	0.97	0.94	0.85	0.85
6以上8未満	0.90	0.97		1.00	0.97	0.90	0.90
8以上10未満	0.95	1.00			1.00	0.95	0.95
10以上16未満	0.97					1.00	0.97
16以上22未満	0.98						0.98
22以上28未満	0.99						0.99
28以上	1.00						1.00

附表6 奥行長大補正率表 (一部改正:昭44.12告示201号、全改:平08.09告示192号)

地区区分 奥行距離 間口距離	高度商業地区Ⅰ	高度商業地区Ⅱ 繁華街地区 普通商業地区 併用住宅地区	普通住宅地区 家内工業地区	中小工場地区	大工場地区
2未満	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
2以上3未満			0.98		
3以上4未満		0.99	0.96		
4以上5未満		0.98	0.94		
5以上6未満		0.96	0.92		
6以上7未満		0.94	0.90		
7以上8未満		0.92			
8以上		0.90			

附表7 かけ地補正率表 (全改:平08.09告示192号)

かけ地地積 総地積	0.10以上0.20未満	0.20以上0.30未満	0.30以上0.40未満	0.40以上0.50未満	0.50以上0.60未満
補正率	0.95	0.90	0.85	0.80	0.75
かけ地地積 総地積	0.60以上0.70未満	0.70以上0.80未満	0.80以上0.90未満	0.90以上	
補正率	0.70	0.65	0.60	0.55	

附表8 削除 (注:旧附表8は「奥行価格補正率表(平成18年度から平成20年度までの経過措置関係)」である。)
 (一部改正:昭44.12告示201号、全改:平08.09告示192号、一部改正:平11.09告示198号、全改:平14.12告示656号、全改:平17.08告示886号)
 本表削除:平20.08告示435号)

附表9 通路開設補正率表 (本表追加:平11.09告示198号)

奥行 (近い奥行)	10m以下	10m超 20m以下	20m超 30m以下	30m超
補正率	0.9	0.8	0.7	0.6

別表第4 宅地の比準表

(全改・3号追加:平08.09告示192号、一部改正:平11.09告示198号、一部改正:平14.12告示656号、一部改正:平17.08告示886号、3号削除:平20.08告示435号)

- 各筆の宅地の比準割合は、次の算式によつて求めるものとする。この場合において、各筆の宅地の「奥行による比準割合」の数値は、該当する「状況類似地区の状況」ごとの「標準宅地の状況」欄に対応する「比準宅地の状況」欄の数値によるものとする。

〔算式〕

比準割合＝奥行による比準割合×形状等による比準割合×その他の比準割合

- 各筆の宅地の比準割合は、一画地の宅地ごとに、附表1を適用して求めるものとする。この場合において、一画地は、原則として、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された一筆の宅地によるものとする。ただし、一筆の宅地又は隣接する二筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これを一体をなしていると認められる部分に区分し、又はこれらを合わせる必要がある場合においては、その一体をなしている部分の宅地ごとに一画地とする。
- 平成18年度から平成20年度までの各年度における評価に限り、附表1を適用することが適当でないとして市町村長が判断した場合には、附表2によつて求めることができるものとする。

附表1 (一部改正:昭44.12告示201号、全改:平08.09告示192号)

項目	状況類似地区の状況	比準宅地の状況		奥行が28メートル以内の場合	奥行が28メートルをこえ36メートル以内の場合	奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	奥行が48メートルをこえ64メートル以内の場合	奥行が64メートルをこえる場合
		標準宅地の状況	比準宅地の状況					
奥行き	商店が相当連たんしているとき	標準宅地の状況	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80
		奥行が28メートル以内の場合	奥行が28メートルをこえ36メートル以内の場合	1.05	1.00	0.95	0.89	0.84
		奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	1.11	1.06	1.00	0.94	0.89
		奥行が48メートルをこえ64メートル以内の場合	奥行が48メートルをこえ64メートル以内の場合	1.18	1.12	1.06	1.00	0.94
		奥行が64メートルをこえる場合	奥行が64メートルをこえる場合	1.25	1.19	1.13	1.06	1.00
		標準宅地の状況	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80
比準割合	専用住宅が相当連たんしているとき	標準宅地の状況	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80
		奥行が28メートル以内の場合	奥行が28メートルをこえ36メートル以内の場合	1.05	1.00	0.95	0.89	0.84
		奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	奥行が36メートルをこえ48メートル以内の場合	1.11	1.06	1.00	0.94	0.89
		奥行が48メートルをこえる場合	奥行が48メートルをこえる場合	1.18	1.12	1.06	1.00	0.94
		標準宅地の状況	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80
		奥行が36メートル以内の場合	奥行が36メートルをこえる場合	1.05	1.00	0.95	0.89	0.84
形状等による比	家屋の連たん度が低いとき	標準宅地の状況	比準宅地の状況	1.00	0.95	0.90	0.85	0.80
		奥行が36メートルをこえる場合	奥行が36メートルをこえる場合	1.05	1.00	0.95	0.89	0.84
形状等による比		標準宅地と比準宅地の形状等の相違に応じ、次に掲げる率の範囲内において適宜その加減すべき率を求め、これを1.00に加減して求めるものとする。この場合において、例えば、標準宅地が整形地で比準宅地が不整形地である場合等においては、次に掲げる率を1.00より減じ、標準宅地が不整形地で比準宅地が整形地である場合等においては、次に掲げる率を1.00に加えるものとする。 (1) 不整形地にあつては 0.40 (一部改正:平11.09告示198号) (2) 奥行距離の間口距離に対する割合が4以上の場合にあつては 0.10						

準割合 その他の 比準割合	(3) 間口距離が8メートル未満の場合にあつては 0.10
	比準宅地又は標準宅地が角地、二方路線地等である場合、その沿接する道路の状況が相違する場合等で必要があるときは、その相違を考慮し、実情に応じ適宜比準割合を求めるものとする。

附表2 削除 (注:旧附表2は「(平成18年度から平成20年度までの経過措置関係)」である。)
(全改追加:平08.09告示192号、一部改正:平11.09告示198号、全改:平14.12告示656号、全改:平17.08告示886号、**本表削除:平20.08告示435号**)

別表第5 削除

別表第6 削除

別表第7の1 山林の比準表(略)

別表第7の2 山林の指定市町村表

(本表追加:平12.01告示12号、一部改正:平16.01告示105号、一部改正:平17.01告示1号、一部改正:平17.08告示886号、一部改正:平17.11告示1289号、一部改正:平17.12告示1345号、一部改正:平18.12告示684号、**一部改正:平20.0告示435号**)

都道府県名	市町村名	三重県	熊野市
北海道	北見市	滋賀県	甲賀市
青森県	十和田市	京都府	船井郡 京丹波町
岩手県	花巻市	大阪府	河内長野市
宮城県	登米市	兵庫県	佐用郡 佐用町
秋田県	由利本荘市	奈良県	吉野郡 川上村
山形県	最上郡 金山町	和歌山県	有田郡 有田川町
福島県	東白川郡 棚倉町	鳥取県	八頭郡 八頭町
茨城県	常陸大宮市	島根県	安来市
栃木県	大田原市	岡山県	苫田郡 鏡野町
群馬県	吾妻郡 中之条町	広島県	廿日市市
埼玉県	秩父市	山口県	山口市
千葉県	夷隅郡 大多喜町	徳島県	那賀郡 那賀町
東京都	西多摩郡 奥多摩町	香川県	仲多度郡 まんのう町
神奈川県	南足柄市	愛媛県	西条市
新潟県	村上市	高知県	吾川郡 仁淀川町
富山県	氷見市	福岡県	八女郡 矢部村
石川県	鹿島郡 中能登町	佐賀県	嬉野市
福井県	福井市	長崎県	大村市
山梨県	南巨摩郡 南部町	熊本県	菊池市
長野県	中野市	大分県	中津市
岐阜県	下呂市	宮崎県	南那珂郡 北郷町
静岡県	浜松市	鹿児島県	始良郡 始良町
愛知県	豊田市	沖縄県	国頭郡 国頭村

別表第7の3 小規模な鉄道施設を有する建物(略)

別表第7の4 大規模工場用地規模格差補正率表(略)

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、**全改:平20.08告示435号**)

※別冊「別表File現13」参照

2 専用住宅用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平17.08告示886号、**全改:平20.08告示435号**)

- (1) **共同住宅及び寄宿舎用建物**
- (2) **併用住宅用建物**
- (3) **農家住宅用建物**
- (4) **酪農舎用建物**
- (5) **ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物**
- (6) **普通旅館及び料亭用建物**
- (7) **事務所及び銀行用建物**
- (8) **店舗用建物**
- (9) **劇場用建物**
- (10) **公衆浴場用建物**
- (11) **病院用建物**
- (12) **工場用建物**
- (13) **倉庫用建物**
- (14) **附属家用建物**
- (15) **簡易附属家用建物**
- (16) **土蔵用建物**

※別冊「別表File現13」参照

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表(略)

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分(平成18年1月1日現在の市町村の区分による。)(略)

別表第10 部分別損耗減点補正率基準表(略)

別表第11 削除

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平17.03告示295号、全改:平20.08告示435号)

※別冊「別表File現13」参照

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平17.08告示886号、全改:平20.08告示435号)

- (1) 住宅、アパート用建物
- (2) 病院、ホテル用建物
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物
- (4) 銀行用建物
- (5) 工場、倉庫、市場用建物
- (6) 水力発電所用建物
 - ア 発電機室関係建物
 - イ 配電機室関係建物
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物
- (8) 軽量鉄骨造建物
 - ア 住宅・アパート用建物
 - イ 工場、倉庫、市場用建物
 - ウ 事務所、店舗、百貨店用建物

※別冊「別表File現13」参照

別表第12の2 単位当たり標準評点数

(本表追加:平11.05告示132号、一部改正:平12.01告示12号、全改:平14.07告示409号、全改:平17.03告示295号、全改:平20.08告示435号)

1 主体構造部等

評点項目	標準評点数		
鉄骨(1トン当たり)	170,070		
鉄骨(1トン当たり)(耐火被覆がなされているもの)	212,070		
鉄骨(1トン当たり)(錆止め耐塗装がなされているもの)	182,940		
*鉄骨(1トン当たり)(亜鉛めっき加工がなされているもの)	243,070		
*鉄骨(1トン当たり)(耐火被覆及び錆止め耐塗装がなされているもの)	224,940		
鉄筋(1トン当たり)	110,720		
コンクリート(鉄筋)(1立方メートル当たり)	31,660		
コンクリート(無筋)(1立方メートル当たり)	14,920		
軽量コンクリート(鉄筋)(1立方メートル当たり)	35,760		
軽量鉄骨(1トン当たり)	241,590		
*軽量鉄骨(1トン当たり)(錆止め耐塗装がなされているもの)	259,140		
*軽量鉄骨(1トン当たり)(亜鉛めっき加工がなされているもの)	299,090		
コンクリートブロック造(1.0平方メートル当たり)	9,560		
軽量コンクリート(屋根・床構造用)(1立方メートル当たり)	17,080		
屋根構造(1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造(工場・倉庫・市場)	6,620	
	鉄筋コンクリート造(その他)	6,510	
	気泡コンクリート板	150mm厚	7,140
		*125mm厚	6,170
		100mm厚	5,310
		75mm厚	4,760
	*プレキャストコンクリート板	100mm厚	8,650
		40mm厚(リップ付き)	6,060
	軽量コンクリート打	大角型波鋼板(捨型枠のもの)1.6mm厚	7,050
		角型波鋼板(捨型枠のもの)1.2mm厚	5,950
		ラスシート(捨型枠のもの)	5,270
	勾配屋根	鉄骨造	3,870
		*軽量鉄骨造	3,180
		木造	5,800
床構造(1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造(工場・倉庫・市場)	5,960	
	鉄筋コンクリート造(その他)	5,850	
	木造(束立床)	2,790	
	気泡コンクリート板	150mm厚	7,190
		*125mm厚	6,220
		100mm厚	5,390
		75mm厚	4,800
	*プレキャストコンクリート板	100mm厚	8,650
		40mm厚(リップ付き)	6,060
	大角型波鋼板	2.3mm厚	4,700
	角型波鋼板	1.6mm厚	3,990
		1.2mm厚	3,780
		0.8mm厚	3,300
		大角型波鋼板(捨型枠のもの)1.6mm厚	7,050

2 外部仕上(1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数			
*石材系仕上	特	39,650		
	上	26,770		
	中	18,270		
	並	12,270		
モルタル	かき落し	3,120		
	はけ引き	2,570		
	木ごて磨き	2,380		
	金ごて磨き	2,750		
コンクリート打放	上	4,070		
	並	3,290		
小口・二丁掛タイル	窯変	10,420		
	色物	8,610		
モザイクタイル	色物	8,070		
大型テラコッタタイル		33,540		
発泡セラミックタイル	200mm角	21,440		
	150×75(mm)	13,120		
*鋼板	*亜鉛めっき鋼板	0.4mm厚	3,160	
		0.3mm厚	3,100	
	*塗装亜鉛めっき鋼板	成型板	上	5,270
			中	5,050
		波板	0.40mm厚	2,920
			0.29mm厚	2,640
		角波板	0.40mm厚	3,700
			0.30mm厚	3,180
	折板	山高175mm	4,270	
		山高150mm	3,940	
山高85mm		3,440		
ほうろう鋼板		29,150		
メラミン鋼板		18,840		
塩化ビニル樹脂被覆鋼板		10,300		
印刷鋼板		8,410		
ステンレス板	*上	45,460		
	並	37,630		
アルミニウム板	成型板	上	17,680	
		中	15,070	
	着色板	並	12,130	
			20,680	
*繊維強化セメント板	アルミダイカストフレキシブル板	8mm厚	4,290	
		6mm厚	3,910	
	波板	4mm厚	3,520	
		6mm厚	2,450	
		平板	8mm厚	3,580
		6mm厚	3,250	
	着色板		4,580	
			4,950	
硬質木片セメント板	25mm厚	4,280		
	18mm厚	3,700		
	12mm厚	3,250		
	塩化ビニル	1.0mm厚	2,250	
0.8mm厚		1,950		

	軽量コンクリート打	角型波鋼板(捨型枠のもの) 1.2mm厚	5,950
		ラスシート(捨型枠のもの)	5,280
外周壁骨組 (1.0平方メートル当たり)	コンクリート叩		3,290
	木造	90mm厚	2,540
	コンクリートブロック造	150mm厚	5,060
		100mm厚	3,630
	鉄骨造	100mm厚	2,210
	軽量鉄骨造	100mm厚(現場組のもの)	2,390
		65mm厚(既製のもの)	1,210
	鉄筋コンクリート造	120mm厚	10,360
		150mm厚	7,840
	気泡コンクリート板	*125mm厚	6,740
		100mm厚	5,870
		75mm厚	5,170
	プレキャストコンクリート板	100mm厚	8,160
		40mm厚(リップ付)	5,570
	押出成型セメント板	60mm厚	7,640
	50mm厚	7,240	
化粧コンクリートブロック積み	190mm厚	10,320	
	120mm厚	8,200	
間仕切骨組 (1.0平方メートル当たり)	木造	90mm厚	2,540
	コンクリートブロック造	150mm厚	5,060
		100mm厚	3,630
	鉄骨造	100mm厚	2,210
	軽量鉄骨造	100mm厚(現場組のもの)	2,390
		65mm厚(既製のもの)	1,210
	鉄筋コンクリート造	120mm厚	10,360
		150mm厚	7,840
	気泡コンクリート板	*125mm厚	6,740
		100mm厚	5,870
		75mm厚	5,170
	プレキャストコンクリート板	100mm厚	8,160
		40mm厚(リップ付)	5,570
	押出成型セメント板	60mm厚	7,640
		50mm厚	7,240
石膏ボード間仕切	二時間耐火仕様	7,600	
	一時間耐火仕様	5,800	
化粧コンクリートブロック積み	190mm厚	10,320	
	120mm厚	8,200	

評点項目		標準評点数
	色物	5,450
大型テラコッタタイル		31,670
*鋼板	*亜鉛めっき鋼板	0.4mm厚 3,160 0.3mm厚 3,100
	*塗装亜鉛めっき鋼板	成型板 上 4,640 中 4,420 並 4,090
	ほうろう鋼板	28,530
	メラミン鋼板	18,230
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板	9,690
	印刷鋼板	7,800
	ステンレス板	上 52,480 中 44,850 並 37,020
アルミニウム板	成型板	上 17,060 中 14,460 並 11,510
	吸音板	11,990
	着色板	20,070
	アルミダイカスト	33,450
アルミ樹脂積層板		10,020
*繊維強化セメント板	フレキシブル板	8mm厚 3,690 6mm厚 3,310 4mm厚 2,930
	平板	8mm厚 2,990 6mm厚 2,650 3mm厚 7,290 2mm厚 5,900 1mm厚 4,690
	塩化ビニル	2.0mm厚 6,620 1.6mm厚 5,570 1.2mm厚 5,260 4mm厚 11,890 3mm厚 9,690 2mm厚 7,520
	*ポリカーボネート	3.0mm厚 5,980 2.0mm厚 5,030 1.5mm厚 4,650
*アクリル	普通板	12mm厚 2,480 9mm厚 2,280
	吸音板	12mm厚 2,760 9mm厚 2,410
	軟質繊維板	9mm厚 2,540 6mm厚 2,430
	硬質繊維板	普通板 6.5mm厚 2,600 5.0mm厚 2,380 3.5mm厚 2,260 化粧板 5.0mm厚 2,660
	パーティクルボード	25mm厚 2,990 15mm厚 2,580 10mm厚 2,340

合成樹脂板	ポリエステル	1.0mm厚	2,910
		0.8mm厚	2,500
	アクリル	3mm厚	4,340
		2mm厚	3,390
*ポリカーボネート	1.0mm厚	4,100	
		0.7mm厚	3,280
窯業系サイディング			4,160
金属系サイディング			4,410
木質系サイディング			4,110
断熱材複合鋼板パネル			9,320
カーテンウォール	金属製	ステンレス製パネル形式のもの	42,300
		アルミニウム製方立形式のもの	24,630
	P C系	形状が複雑なサッシュ組込みのもの	44,980
		フラットなサッシュ組込みのもの	27,230
		フラットなパネルのもの	12,030
結晶化ガラス			36,210

3 内部仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
*石材仕上	特	32,360
	上	21,770
	中	14,770
	並	10,270
モルタル	かき落とし	3,060
	金ごて磨き	2,690
	はけ引き	2,510
コンクリート打放	上	4,070
	並	3,290
角タイル	200mm角	柄物 7,400 色物 6,360
	150mm角	窯変 6,740 色物 5,900
	100mm角	窯変 7,290 色物 6,330
	75mm角	窯変 9,320 色物 7,520
	小口・二丁掛タイル	窯変 7,240 色物 7,320
モザイクタイル	窯変	7,240

評点項目		標準評点数
合板	塗装合板	並 3mm厚 2,380 5mm厚 3,420
	合板クロス	3mm厚 2,890 4mm厚 2,700
	和風壁合板	
	*鉛合板	2.0mm厚 9,910 0.8mm厚 6,950
*クロス貼	上	5,550
	中	4,050
	並	2,770
結晶化ガラス		36,660

4 床仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
*石材仕上	特	34,840
	上	23,330
	中	15,830
	並	10,830
モルタル	金ごて仕上	1,380
	木ごて仕上	1,200
コンクリート直仕上	表面すべり止目地仕上	490
	金ごて仕上	500
合成樹脂塗床	木ごて仕上	370
	エポキシ	3,180
	ポリウレタン	2,350
小口・二丁掛タイル	アクリル	1,450
モザイクタイル	色物	7,310
	色物	5,410
角タイル	300mm角	色物 8,140
	200mm角	色物 7,860
	100mm角	色物 7,070
	75mm角	色物 7,200
クリンカータイル	180mm角	7,340
	150mm角	7,190
ゴムタイル	9mm厚	11,860
	6mm厚	9,070
	3mm厚	6,200
リノリウム・リノタイル	3mm厚	3,560
	2mm厚	3,320
塩化ビニルタイル	軟質タイル	3mm厚 2,430 2mm厚 1,810
	半硬質タイル	3mm厚 2,030 2mm厚 1,700
		コルクタイル
エキスパンドメタル		4,640
鍍鋼板	6.0mm厚	7,120
	4.5mm厚	6,100
	3.2mm厚	5,240
畳	上	10,030
	中	8,220
	並	6,650

木毛セメント板	普通板	25mm厚	2,430	
		20mm厚	2,320	
		9-15mm厚	2,270	
化粧板		25mm厚	2,710	
		18mm厚	3,670	
		12mm厚	3,090	
硬質木片セメント板		25mm厚	4,340	
		18mm厚	3,670	
		12mm厚	3,090	
木片セメント板		50mm厚	3,900	
		30mm厚	3,120	
石膏ボード	普通板	*15.0mm厚	2,080	
		12.5mm厚	2,020	
		*9.5mm厚	1,960	
	化粧板	*G L 工法	9.5mm厚	2,130
			*12.5mm厚	1,200
		*9.5mm厚	1,150	
珪酸カルシウム板	8mm厚		2,900	
珪酸カルシウム板化粧板	6mm厚		3,980	
コルク板			6,500	
板材	桧		5,920	
	杉・ラワン		4,700	
合板	ラワン合板	9.0mm厚	2,530	
		5.5mm厚	2,260	
		4.0mm厚	2,190	
	なら合板	9mm厚	4,130	
		6mm厚	3,770	
		4mm厚	2,840	
	難燃合板		3,160	
	単板張合板	上	6mm厚	6,150
			4mm厚	3,460
		並	6mm厚	4,000
			4mm厚	2,680
	合成樹脂被覆合板	上	5mm厚	4,560
			3mm厚	3,930
		並	5mm厚	3,410
			3mm厚	2,770
プリント合板		5.0mm厚	2,720	
		2.5mm厚	2,520	
		5mm厚	3,710	
塗装合板	上	3mm厚	2,900	
		並	5mm厚	2,870

*カーペット	特		8,240
	上		5,510
	中		3,710
	並		2,600
タイルカーペット			2,560
れんが	平敷		5,740
フリーアクセス床	アルミ系	上	29,770
		並	17,170
	鋼製系	上	22,160
		並	12,670
合成樹脂・セメント系	上	14,120	
	並	9,670	
硬質繊維板	5.0mm厚		4,580
	3.5mm厚		4,460
繊維板	桧		8,710
	桧・なら	18mm厚	9,510
フローリング	ぶな	15mm厚	9,110
		18mm厚	9,510
		15mm厚	9,110
	アビトン	18mm厚	8,600
		15mm厚	8,190
フローリングブロック	桧・なら		5,820
	ぶな		5,820
パーティクルボード	20mm厚		5,440
	15mm厚		5,290
	複合フローリング	上	12,170
合板	合成樹脂被覆合板	上	7,960
		並	8,020
	ラワン合板	15.0mm厚	5,460
		12.0mm厚	5,270
		9.0mm厚	5,090
		5.5mm厚	4,820
着色コンクリート床			1,340
合成樹脂張床	上		6,160
	中		4,160
	並		2,800

5. 天井仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数		
板材	上	20,030		
	中	10,140		
	並	6,260		
合板	ラワン合板	5.5mm厚	2,340	
		4.0mm厚	2,260	
	なら合板	6mm厚	3,950	
		4mm厚	3,020	
	単板張合板		3,630	
		合成樹脂被覆合板	上	5mm厚 5,070
			4mm厚 4,750	
		並	3mm厚	4,440
				5mm厚 3,590
			4mm厚 3,270	
		3mm厚 2,950		
		5mm厚 2,840		
		4mm厚 2,680		
		3mm厚 2,600		
軟質繊維板	吸音板	12mm厚	3,520	
		9mm厚	3,180	
	塗装吸音板	12mm厚	3,630	
		9mm厚	3,380	
中質繊維板	吸音板	12mm厚	2,540	
		9mm厚	2,330	
	塗装吸音板	9mm厚	3,390	
硬質繊維板	普通板	9mm厚	3,590	
		9.0mm厚	2,600	
		6.0mm厚	2,520	
		4.5mm厚	2,470	
パーティクルボード	普通板	6.5mm厚	2,650	
		5.0mm厚	2,430	
		3.5mm厚	2,310	
木毛セメント板	25mm厚		3,050	
			2,840	
	20mm厚		2,630	
			2,390	
石膏ボード	普通板	25mm厚	2,480	
		20mm厚	1,210	
	15mm厚	コンクリート打込	2,380	
			1,110	
			2,320	
合成樹脂板	普通板	12.5mm厚	2,040	
		9.5mm厚	1,980	
	着色板	9.5mm厚	2,170	
		吸音板	9.5mm厚	2,240
*鋼板	塩化ビニル	上	7,230	
		並	5,840	
	メラミン	1.6mm厚	5,510	
		1.2mm厚	5,200	
		3.0mm厚	5,920	
アクリル	*2.0mm厚	4,970		
	*1.5mm厚	4,590		

評点項目		標準評点数	
ステンレス板	成型板	上	52,530
		中	44,900
		並	37,070
モルタル	金ごて仕上	2,740	
	はけ引き	2,560	
光天井	アルミダイカスト	59,960	
	アクリル系	21,700	
	塩化ビニル系	17,890	
コンクリート打放	上	4,070	
	並	3,290	
塩化ビニル成型浴室天井材		6,780	

6 屋根仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数		
アスファルト防水	150mm角クリンカータイル	上	10,490	
		並	9,950	
	モルタル (目地切り)	上	5,770	
		中	5,350	
	並	4,810		
シート防水	露出防水	3,770		
	豆砂利押	4,090		
塗膜防水	*非歩行用	合成ゴム系	0.8mm厚 3,820	
		合成樹脂系	塩化ビニル系 3,120	
	*歩行用	0.8mm厚	ポリイソブチレン系 3,240	
		合成ゴム系	0.8mm厚 5,010	
		合成樹脂系	塩化ビニル系 4,380	
		0.8mm厚	ポリイソブチレン系 4,900	
モルタル防水	エポキシ系	保護層あり	5,290	
		保護層なし	3,410	
	合成ゴム系	保護層あり	4,310	
		保護層なし	3,430	
	エマルジョン系	保護層あり	4,590	
	保護層なし	2,800		
FRP防水	*ウレタン系	保護層なし	4,290	
	ケイ酸ソーダ系		2,590	
	エマルジョン系		2,640	
	コンクリート直仕上		490	
瓦		3,610		
*鋼板	*上	瓦棒	0.4mm厚	4,630
			0.3mm厚	4,520
			0.40mm厚	5,050
	*中	瓦棒	0.30mm厚	4,830
			0.27mm厚	4,790
			0.40mm厚	4,360
	*並	*横葺	0.30mm厚	4,190
			0.27mm厚	4,160
	*セメント瓦 (白色)			4,850

		*ポリカーボネート	* 4mm厚	11,830		
			* 3mm厚	9,630		
			* 2mm厚	7,460		
*繊維強化セメント板	フレキシブル板	吸音板	6.0mm厚	3,760		
			3.2mm厚	3,190		
			5mm厚	3,200		
	普通板	普通板	4mm厚	3,010		
			3mm厚	2,930		
			8mm厚	3,140		
			6mm厚	2,860		
		吸音板	4mm厚	3,100		
		吸音板	6mm厚	3,940		
ガラス繊維板			19mm厚	5,410		
岩綿板	塗装吸音板	*普通板	* 15mm厚	4,260		
			12mm厚	3,470		
			9mm厚	3,420		
珪酸カルシウム板				6mm厚	2,870	
発泡合成樹脂					1,110	
*クロス貼	*上 *中 *並			5,540		
				4,040		
				2,760		
アルミニウム板	平板	0.8mm厚		7,420		
		0.5mm厚		5,600		
		0.3mm厚		4,290		
	吸音板	上		20,970		
		並		12,000		
	成型板	上		17,240		
		中		14,640		
並		11,690				
*鋼板	*塗装亜鉛めっき鋼板	*普通板	0.40mm厚	2,970		
			0.30mm厚	2,830		
		*成型板	0.27mm厚	2,800		
			上	5,000		
			中	4,780		
					並	4,450
	ほうろう鋼板				28,580	
	メラミン鋼板				18,280	
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板				9,740	
	印刷鋼板				7,850	

			波板葺	0.40mm厚	3,620
				0.30mm厚	3,420
				0.27mm厚	3,390
		折板		1.2mm厚	3,820
				1.0mm厚	3,600
				0.8mm厚	3,380
銅板	*横葺	瓦葺	0.20mm厚		12,280
			0.40mm厚		19,250
			0.35mm厚		16,230
			0.30mm厚		10,590
			0.20mm厚		9,760
アルミニウム板	普通板	瓦葺	0.8mm厚		9,640
			0.5mm厚		6,800
			0.4mm厚		6,360
			0.3mm厚		5,320
	長尺板	瓦葺	0.5mm厚		5,590
			0.4mm厚		5,140
			0.5mm厚		5,970
ステンレス板	瓦葺	0.8mm厚		19,060	
		0.6mm厚		14,650	
フッ素樹脂鋼板				0.3mm厚	9,000
断熱材複合鋼板パネル				0.6mm厚	5,670
ガラス板	板ガラス		* 5mm厚	4,830	
	網入ガラス板（磨き板）		6.8mm厚	9,180	
	波型網入ガラス6mm厚		鋼製特殊金物止	13,000	
波型スレート	大波板	普通板	野地板あり	3,500	
			野地板なし	2,330	
			着色板	4,150	
	小波板	普通板	野地板あり	3,490	
			野地板なし	2,320	
厚型スレート		着色板	4,120		
スレートボード		棧瓦平型、小豆色	4,910		
天然スレート		着色板	5,440		
合成樹脂板		*横葺	6,670		
		ポリエステル大波板	3,930		
		1.5mm厚	3,930		
		1.0mm厚	3,230		

評点項目			標準評点数
合成樹脂板	ポリエステル大波板	0.8mm厚	2,830
		3.0mm厚	6,190
	アクリル	2.0mm厚	5,240
		1.5mm厚	4,860
		1.5mm厚	3,120
	塩化ビニル大波板	0.8mm厚	2,610
		4mm厚	12,090
ポリカーボネート	3mm厚	9,890	
	2mm厚	7,720	
アスファルトシングル			4,190

7 建具 (1.0m²当たり)

評点項目			標準評点数	
木製建具	サッシュ	スライド式(引違い、開き)	枠見込120mm	20,340
			枠見込100mm	16,590
			枠見込90mm	14,680
		回転式	枠見込100mm	18,930
			枠見込90mm	16,440
			枠見込120mm	11,830
	固定式(嵌殺し)	枠見込100mm	9,880	
		枠見込90mm	8,560	
		枠見込100mm	19,130	
	上げ下げ			19,130
				20,050
	板戸	杉		19,680
		ラワン合板		72,180
	フラッシュ戸	単板張合板	合成樹脂被覆合板	57,870
			上	29,710
並			27,300	
かまち戸	しな合板		36,170	
	杉		30,590	
ふすま	ラワン		25,120	
	*上		17,120	
障子	並		14,620	
	猫間(ガラス共)		24,350	
	腰付額入(ガラス共)		10,180	
雨戸	腰付額なし		5,910	
	*木製		9,150	
網戸	*金属製		6,240	
	ステンレス網		8,550	
鋼製建具	サッシュ	スライド式(引違い、開き)	枠見込150mm	30,150
			枠見込100mm	25,220
			枠見込85mm	18,070
		回転式	枠見込150mm	36,160
			枠見込100mm	30,260
			枠見込85mm	21,810
	固定式(嵌殺し)	枠見込150mm	18,770	
		枠見込100mm	15,670	
		枠見込85mm	11,260	
	上げ下げ	枠見込150mm		53,950
		枠見込100mm		45,130
		枠見込85mm		32,190

評点項目			標準評点数		
アルミニウム建具	シャッター	グリルシャッター	50,710		
		ホールディングゲート	34,620		
	網戸	ステンレス網	5,220		
		合成樹脂網	3,690		
	ジャロジー	枠見込70mm	67,640		
		枠見込150mm	99,110		
	サッシュ	枠見込100mm	90,150		
		枠見込150mm	150,180		
	かまち戸	枠見込100mm	127,520		
		枠見込150mm	166,610		
フラッシュ戸	枠見込100mm	139,690			
	枠見込150mm	199,690			
シャッター	シャッター		79,510		
	グリルシャッター		86,640		
	パイプシャッター		78,990		
フレームレスドア	強化ガラス戸	ホールディングゲート	63,290		
		自動	352,430		
アクリル戸	自動	175,780			
	手動	273,370			
アコーディオンドア(アルミ縁のもの)			82,430		
シートシャッター	内部		19,060		
	外部		113,970		
ガラスブロック	透明		96,610		
	透明115×115×95(mm)		49,650		
	透明145×145×95(mm)		48,650		
	透明190×190×95(mm)		38,070		
色物145×145×95(mm)		30,350			
ガラス	フロート板ガラス	透明	6mm厚	3,200	
			5mm厚	2,550	
			3mm厚	2,150	
	型板ガラス		4mm厚	2,470	
	網入板ガラス	型板	磨き板	6.8mm厚	3,540
			磨き板	10.0mm厚	8,790
	熱線吸収ガラス	フロート	6.8mm厚	6,640	
			5-6mm厚	4,100	
	合わせガラス	フロート	5mm+	12,840	
			5mm厚		
			3mm+	9,150	
			3mm厚		
			熱線吸収板	3mm+	11,540
	強化ガラス	磨き板	5mm厚	9,740	
			3mm+		
3mm厚					
10mm厚			12,730		
6mm厚			6,610		
複層ガラス	着色板	8mm厚	13,300		
		6mm厚	7,390		
		18mm厚	11,240		
		16mm厚	10,310		
		12mm厚	7,670		
普通板	普通板+網		18.8mm厚	16,880	
	入磨き板		17.8mm厚	16,480	
	熱線吸収板		16mm厚	10,880	

	バランス	枠見込150mm	44,590	
		枠見込100mm	37,200	
		枠見込 85mm	27,110	
		すべり出し、 突出し	枠見込150mm	34,580
			枠見込100mm	29,030
	かまち戸	枠見込 85mm	21,400	
		枠見込150mm	54,250	
		枠見込100mm	45,850	
		枠見込 85mm	39,030	
		枠見込150mm	42,680	
	アングル戸	枠見込100mm	36,230	
		枠見込 85mm	31,160	
		枠見込150mm	56,390	
	フラッシュ戸	枠見込100mm	47,650	
		枠見込 85mm	40,500	
雨戸		13,800		
シャッター	パイプシャッター	34,690		
	軽量タイプシャッター	16,990		
	重量タイプシャッター	46,990		
	グリルシャッター	52,990		
	ホールディングゲート	20,530		
アルミニウム 建具	スライド式（引違 い、開き）	枠見込100mm	33,410	
		枠見込 70mm	20,580	
		枠見込 60mm	17,460	
		回転式	枠見込100mm	40,290
			枠見込 70mm	24,550
	枠見込 60mm		20,720	
	固定式（嵌殺し）	枠見込100mm	28,100	
		枠見込 70mm	17,780	
		枠見込 60mm	13,860	
		枠見込100mm	39,560	
	すべり出し	枠見込 70mm	27,620	
		枠見込 60mm	19,880	
		枠見込100mm	54,530	
	かまち戸		41,000	
	フラッシュ戸	枠見込100mm	60,010	
枠見込 70mm		43,990		
シャッター	シャッター	45,290		

熱線反射ガラス	ブロンズ	10 mm厚	10,600
	ブルー	10 mm厚	10,600
ステンドグラス	形、リブ共普通のもの		145,670

8 加算評点項目
(1) 塗装 (1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数	
油性ペイント	560	
酒糟ペイント	1,100	
合成樹脂系エマルジョンペイント	700	
合成樹脂系ペイント	上	2,060
	並	1,210
ラッカー	上	2,710
	並	1,690
耐酸ペイント	1,360	
特殊ペイント	防水塗料	1,090
	多彩塗料	1,740
砂壁状塗材	2,880	
*京壁塗	3,690	
*珪藻土塗	2,380	
*漆喰塗	4,290	

(2) 吹付 (1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数	
砂壁状合成樹脂吹付	620	
吹付	アクリル系	1,040
	ビニル系	620
砂壁状セメント系吹付	化粧用セメント	1,600
	厚付型セメント	1,410
陶磁器質状吹付	ひる石系	1,620
	セメント系	2,350
	エポキシ樹脂系	1,090
*防水型複層材吹付	磁器質系	1,700
	*アクリル系	1,850
ロックウール吹付	*ウレタン系	1,580
色セメント吹付		200
現場調合モルタル吹付		690
繊維質吹付		740

評点項目	標準評点数
樹脂入スタッコ吹付	1,560

(3) 下地等 (1.0m²当たり)

評点項目	標準評点数	
メタルラス下地	490	
断熱・吸音材	*上	2,000
	*中	1,000
	*並	500

(4) 天窓 (1個当たり)

評点項目	標準評点数	
天窓	固定式	76,220
	開閉式	136,920

別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表

別表第14 削除

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)

別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表 (略:償却資産関係)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(平成20年08月11日 総務省告示第435号)

総務省第四百三十五号

地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号(固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続)の一部を次のように改正し、平成二十一年度分の固定資産税から適用する。

平成二十年八月十一日

総務大臣 増田 寛也

第1章第10節中「ゴルフ場等の用に供する土地」を「ゴルフ場等用地」に、「土地の評価は」を「一団の土地(当該一団の土地のうち当該ゴルフ場等がその効用を果たす上で必要がないと認められる部分を除く。以下「ゴルフ場等用地」という。)の評価は」に、「当該土地」を「当該ゴルフ場等用地」に、「ゴルフ場等の造成」を「ゴルフ場等用地の造成」に改める。

第1章第11節中「平成18年度から平成20年度まで」を「平成21年度から平成23年度まで」に改める。

第1章第12節中「平成18年度」を「平成21年度」に、「平成17年1月1日から平成17年7月1日まで」を「平成20年1月1日から平成20年7月1日まで」に改める。

別表第2田中「松江市」を「大田市」に、「南九州市」を「始良郡 湧水町」に改め、同表畑中「美祿郡 美東町」を「美祿市」に、「南九州市」を「肝属郡 錦江町」に改める。

別表第3中「ただし、平成18年度から平成20年度までの各年度における評価に限り、附表1を適用することが適当でない」と市町村長が判断した場合には、附表8に定める「奥行価格補正率表」によつて求めることができるものとする。」及び「又は奥行価格補正率表の経過措置関係を適用して地域にあつては附表8」を削る。

別表第3附表1を次のように改める。

附表1 奥行価格補正率表

※表略(上記基準と同じ)

別表第3 附表2を次のように改める。

附表2 側方路線影響加算率表

※表略 略(上記基準と同じ)

別表第3 附表3を次のように改める。

附表3 二方路線影響加算率表

※表略 略(上記基準と同じ)

別表第3 附表5を次のように改める。

附表5 間口狭小補正率表

※表略略(上記基準と同じ)

別表第3 附表8を次のように改める。

附表8 削除

別表第4中「3 平成18年度から平成20年度までの各年度における評価に限り、附表1を適用することが適当でないと市町村長が判断した場合には、附表2によつて求めることができるものとする。」を削る。

別表第4 附表2を次のように改める。

附表2 削除

別表第7の2中「相模原市」を「南足柄市」に、「岩船郡 山北町」を「村上市」に改める。

別表第8を次のように改める。

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物 ※略:上記評価基準と同じ。

2 専用住宅用建物以外の建物

- (1) 共同住宅及び寄宿舎用建物 ※表略:上記評価基準と同じ。(1)から(16)まで同様。
- (2) 併用住宅用建物
- (3) 農家住宅用建物
- (4) 酪農舎用建物
- (5) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物
- (6) 普通旅館及び料亭用建物
- (7) 事務所及び銀行用建物
- (8) 店舗用建物
- (9) 劇場用建物
- (10) 公衆浴場用建物
- (11) 病院用建物
- (12) 工場用建物
- (13) 倉庫用建物
- (14) 附属家用建物
- (15) 簡易附属家用建物
- (16) 土蔵用建物

別表第12を次のように改める。

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物 ※略:上記評価基準と同じ。

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

- (1) 住宅、アパート用建物 ※表略:上記評価基準と同じ。(1)から(8)まで同様。
- (2) 病院、ホテル用建物
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物
- (4) 銀行用建物
- (5) 工場、倉庫、市場用建物
- (6) 水力発電所用建物
 - ア 発電機室関係建物
 - イ 配電機室関係建物
- (7) 住宅用コンクリートブロック造建物
- (8) 軽量鉄骨造建物
 - ア 住宅・アパート用建物
 - イ 工場、倉庫、市場用建物
 - ウ 事務所、店舗、百貨店用建物

別表第12の2を次のように改める

別表第12の2 単位当たり標準評点数

※略:上記評価基準と同じ。